

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月1日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第13号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県外から高等学校に入学を志望する者の取扱い)</p> <p>第6条 校長は、県外から高等学校に入学を志望する者については、<u>次の各号に掲げる場合に限り、出願を受取することができる。</u></p> <p><u>(1) やむを得ない事情があると認める場合</u></p> <p><u>(2) 教育委員会が別に定める場合</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる場合であって入学後直ちに県内に住所を定めることを予定しているときは当該予定住所の属する学区内に、<u>同号に掲げる場合であって他県に在住したまま入学しようとするときは住所の属する地域に最も近接した学区内に住所があるものとみなして、第2条、第3条又は前条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる場合は、志望する高等学校の課程及び学科に係る入学の出願についての学区内に住所があるものとみなして、第2条、第3条又は前条の規定を適用する。</u></p>	<p>(県外から高等学校に入学を志望する者の取扱い)</p> <p>第6条 校長は、県外から高等学校に入学を志望する者については、<u>やむを得ない事情があると認める場合に限り出願を受取することができる。この場合において、入学後直ちに入学志願者が県内に住所を定めることを予定しているときは当該予定住所の属する学区内に、他県に在住したまま入学しようとするときは住所の属する地域に最も近接した学区内に住所があるものとみなして、第2条第1項の規定を適用する。</u></p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。